

よくあるご質問・回答

Q1 「支給案内通知書」が送られてくるのはどのような世帯ですか。

A 下記①～③をすべて満たす物価高騰対策臨時給付金（1世帯あたり3万円）の支給対象世帯で、18歳以下の児童が住民票上、同一世帯にいる世帯へ送付しています。

①令和6年12月13日に佐世保市に住民登録がある世帯

②世帯全員の令和6年度住民税が非課税である世帯

③本市から過去の7万円または10万円の給付金（※1）を「世帯主の口座」で受給し、
本市があらかじめ「世帯主の口座」を把握できている世帯

（※1）令和5年度住民税非課税世帯臨時給付金

令和6年度佐世保市新たな住民税非課税世帯等臨時給付金

Q2 「確認書」が送られてくるのはどのような世帯ですか。

A 下記①～③をすべて満たす物価高騰対策臨時給付金（1世帯あたり3万円）の支給対象世帯で、18歳以下の児童が住民票上、同一世帯にいる世帯へ送付しています。

①令和6年12月13日に佐世保市に住民登録がある世帯

②世帯全員の令和6年度住民税が非課税である世帯

③過去の給付金の実績により「世帯主の口座」を把握できていない世帯

Q3 支給案内通知書・確認書が送られてきた場合は、必ず給付金を受給できますか。

A 以下の支給要件をすべて満たしていれば受給できます。

- 令和6年12月13日に佐世保市に住民登録がある世帯の世帯主であること
- 世帯全員の令和6年度住民税が非課税であること
- 世帯の中に住民税が課税となる所得があるのに未申告である者がいないこと
- 世帯の全員が、令和6年度住民税が課税されている親族等から扶養されていないこと
- 上記を満たし、令和6年度物価高騰対策臨時給付金（1世帯あたり3万円）の支給対象世帯の世帯主であること
- 令和6年12月13日時点で、18歳以下の児童（平成18年4月2日生まれ以降の児童）が住民票上、同一世帯であること

※なお、令和6年12月13日時点で児童養護施設、乳児院、障害児入所施設等の施設に入所している児童については対象外となりますのでご注意ください。

※令和6年12月13日以降に生まれた新生児についても加算の対象となりますが、別途申請が必要です。

Q4 世帯の全員が、令和6年度住民税が課税されている親族等から扶養されていないこととあるが具体的にどのようなケースですか。

A この扶養とは、税法上の扶養であり、社会保険上の扶養ではありません。

以下のような世帯が該当します。

- 別居している親（課税者）に扶養されている一人暮らしの学生（非課税者）の世帯
- 子（課税者）に扶養されている高齢の親（非課税者）の世帯
- 単身赴任している夫（課税者）に扶養されている妻子（非課税者）のみの世帯

Q5 自分が令和6年度住民税が非課税かを確認したいです。

A 令和6年度住民税の課税状況については以下のいずれかの方法でご確認ください。

①住民税納税通知書

住民税が課税されている場合に送付されます。

住民税が課税されていない場合は送付されません。

②佐世保市役所市民税課窓口

お電話での確認はできません。本人確認書類持参の上、窓口でお尋ねください。

なお、回答できる課税情報は、窓口に来庁されたご本人分のみになります。

Q6 令和6年度住民税は、いつの収入により算定されるのでしょうか。

A 令和5年1月1日から令和5年12月31日の収入により算定されます。

Q7 生活保護世帯ですが、受給できますか。

A 支給要件を満たす場合は対象になります。また、給付金は生活保護上の収入として認定されません。

Q8 給付金を申請してから、どれくらいで支給されますか。

A 申請を受理してから4週間前後でお振込みとなります。

※書類に不備があった場合、不備が解消してから処理を行うため上記より遅くなります。

Q9 振込が完了したことの案内はありますか。

A ●支給案内通知書が送られてきた世帯には、振込完了の通知は発送いたしません。

ご自身で通帳記帳等を行い、入金を確認してください。

【通帳印字】

サセボコードモカサン

●確認書が送られてきた世帯には、振込完了後に振込済通知書を発送します。

Q10 修正申告により世帯全員の令和6年度住民税が非課税となりました。対象になりますか。

- A 令和7年2月以降に、令和6年度住民税（令和5年1月～令和5年12月分の収入に係る住民税）の修正申告により世帯全員の令和6年度住民税が非課税となった場合、本給付金の対象となることが考えられます。詳しくはコールセンターへお問い合わせください。

Q11 離婚しました。対象になりますか。

- A 以下の方については、元配偶者の扶養の状況にかかわらず、申請時点で世帯全員が令和6年度住民税非課税である場合に、対象となることが考えられますのでコールセンターへお問い合わせください。
- 令和6年12月13日までに離婚された方
 - 令和6年12月13日時点で離婚協議中であった方
 - 令和6年12月13日以降に、こども連れて離婚された方

Q12 令和6年12月13日より後に生まれた子どもも対象になりますか。

- A 対象となります。以下の方法で期限内（令和7年7月31日まで）に申請してください。
- 【出生届を本市へ提出された場合】
- 順次、通知を発送します。届く通知に応じて、申請してください。
- 【出生届を本市以外へ提出された場合】
- コールセンターへお電話ください。
- その後、給付金事務局より「申請書」を発送します。
- 内容を確認し、必要事項を記入のうえ返信用封筒にてご返送ください。
- 添付が必要な書類は、同封するチラシでご確認ください。

**Q13 こどもの住民票を祖父母の世帯にしています。
こども加算給付を受けられるのは、誰になりますか。**

- A 該当児童の属する世帯の世帯主への支給となるため、祖父母の世帯が支給対象となります。
- ※ただし、祖父母の世帯が物価高騰対策臨時給付金（1世帯あたり3万円）の支給対象世帯であることが前提です。